

新 旧 表

ページ	現 行	改 正
P1	<p>3. 設計書の作成</p> <p>設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価<u>など</u>について調査研究を行い、明確に作成しなければならない。</p>	<p>3. 設計書の作成</p> <p>設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価<u>等</u>について調査研究を行い、明確に作成しなければならない。</p>
P3	<p>(1) 直接工事費</p> <p>直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分<u>ごと</u>に材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとし、「第2章 工事費の積算」の「①直接工事費」による。</p>	<p>(1) 直接工事費</p> <p>直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分<u>毎</u>に材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとし、「第2章 工事費の積算」の「①直接工事費」による。</p>
P4	<p>(2) 価 格</p> <p>価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格または類似品価格とする。</p> <p>なお、設計単価は、各地方整備局等（以下「局」という。）設定単価（局統一単価、県別単価、地区単価をいう。）、局特別調査単価（定期調査）、局特別調査単価（臨時調査）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。</p> <p>また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は、事前に<u>各地方整備局等</u>の担当課（以下「本局担当課」という。）と協議のうえ別途決定する。</p> <p>1) 局設定単価による場合</p> <p>(イ) 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木積算システムに登録する単価である。</p> <p>局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。</p>	<p>(2) 価 格</p> <p>価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格または類似品価格とする。</p> <p>なお、設計単価は、各地方整備局等（以下「局」という。）設定単価（局統一単価、県別単価、地区単価をいう。）、局特別調査単価（定期調査）、局特別調査単価（臨時調査）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。</p> <p>また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は、事前に<u>本局</u>の担当課（以下「本局担当課」という。）と協議のうえ別途決定する。</p> <p>1) 局設定単価による場合</p> <p>(イ) 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木<u>工事</u>積算システムに登録する単価である。</p> <p>局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。</p>
P6	<p>(3) 夜間工事の労務単価</p> <p>次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p>1) 通常勤務すべき時間帯（8 <u>h</u>～17 <u>h</u>）を超えて、作業を計画する場合は以下とする。</p> <p>(イ) 深夜時間（22 <u>h</u>～5 <u>h</u>）については、深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。</p> <p>(ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯（8 <u>h</u>～17 <u>h</u>）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。</p> <p>なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。</p>	<p>(3) 夜間工事の労務単価</p> <p>次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p>1) 通常勤務すべき時間帯（8 <u>時</u>～17 <u>時</u>）を超えて、作業を計画する場合は以下とする。</p> <p>(イ) 深夜時間（22 <u>時</u>～5 <u>時</u>）については、深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。</p> <p>(ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯（8 <u>時</u>～17 <u>時</u>）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。</p> <p>なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。</p>

新 旧 表

	<p>2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間(8h)＋休息时间(1h)内は、基準額とする。その内、深夜部分(22h～5h)にかかる時間帯は、深夜割増し(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。</p> <p>ただし、2交替の場合にあって所定労働時間を超える場合は、時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)、及び深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)を加算する。〔例－1〕、〔例－2〕</p> <p>3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯(8h～17h)をはずして作業を計画する場合は、次による。〔例－3〕</p> <p>(イ) 所定労働時間内で17h～20h及び6h～8hにかかる時間帯は、基準額とする。</p> <p>(ロ) 所定労働時間内で20h～6hにかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。</p> <p>ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の1)項による。</p> <p>(4) 休日作業の労務単価</p> <p>緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。その内、深夜部分(22h～5h)にかかる時間帯は、深夜割増(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。</p> <p>法定休日とは、使用者の定める週<u>一</u>回、もしくは4週間のうちに4日の休日とする。</p>	<p>2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間(8時間)＋休息时间(1時間)内は、基準額とする。その内、深夜部分(22時～5時)にかかる時間帯は、深夜割増し(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。</p> <p>ただし、2交替の場合にあって所定労働時間を超える場合は、時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)、及び深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)を加算する。〔例－1〕、〔例－2〕</p> <p>3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯(8時～17時)をはずして作業を計画する場合は、次による。〔例－3〕</p> <p>(イ) 所定労働時間内で17時～20時及び6時～8時にかかる時間帯は、基準額とする。</p> <p>(ロ) 所定労働時間内で20時～6時にかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。</p> <p>ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の1)項による。</p> <p>(4) 休日作業の労務単価</p> <p>緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増<u>し</u>(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。その内、深夜部分(22時～5時)にかかる時間帯は、深夜割増<u>し</u>(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。</p> <p>法定休日とは、使用者の定める週<u>1</u>回、もしくは4週間のうちに4日の休日とする。</p>
<p>P7</p>	<p>4. 直接経費</p> <p>直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)<u>から</u>(3)までによるものとする。</p>	<p>4. 直接経費</p> <p>直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)<u>～</u>(3)までによるものとする。</p>
<p>P8</p>	<p>(2) 端数処理</p> <p>1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は<u>小数第2位までとし、3位以下は切り捨てる。</u>また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は<u>1円までとし、1円未満は切り捨てる。</u></p> <p>2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、<u>小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。</u></p> <p>3) 土木工事標準単価は、同工種が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」、「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格(小数点第1位四捨五入)とし、片方の資料のみに掲載されている<u>単価</u>は、当該単価とする。</p> <p>4) 共通仮設費の率計上の金額は<u>1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</u></p> <p>5) 現場管理費の金額は、<u>1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</u></p> <p>6) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</p> <p>6. 注意事項</p> <p>(1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について</p>	<p>(2) 端数処理</p> <p>1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は<u>小数第3位を切捨てし、第2位とする。</u>また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は<u>1円未満を切捨てし、1円までとする。</u></p> <p>2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、<u>小数第4位を四捨五入し、第3位とする。</u></p> <p>3) 土木工事標準単価は、同工種が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」、「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格(小数点第1位<u>を</u>四捨五入)とし、片方の資料のみに掲載されている<u>場合</u>は、当該単価とする。</p> <p>4) 共通仮設費の率計上の金額は、<u>1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。</u></p> <p>5) 現場管理費の金額は、<u>1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。</u></p> <p>6) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」の「<u>①一般管理費等</u>」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</p> <p>6. 注意事項</p>

新 旧 表

	<p>諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。</p> <p>計上にあたっては、所定の諸雑費率の上限とし、当該金額を超えない範囲で端数処理を行うものである。</p>	<p>(1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について</p> <p>諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。</p> <p>計上にあたっては、所定の諸雑費率を乗じた額を上限とし、当該金額を超えない範囲で端数処理を行うものである。</p>																																																																																																																														
P9	<p>2. 共通仮設費</p> <p>(1) 工種区分</p> <p>共通仮設費は、表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。</p> <p>1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。</p> <p>2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。</p> <p><u>なお、主たる工種とは、(2)の1)に定める対象額の大きい方の工種をいう。</u>ただし、<u>対象額</u>で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。</p> <p>3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p>	<p>2. 共通仮設費</p> <p>(1) 工種区分</p> <p>共通仮設費は、表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。</p> <p>1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。</p> <p>2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。</p> <p>ただし、判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。</p> <p>3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p>																																																																																																																														
P11	<p>5) 間接工事費等の項目別対象表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">間 接 工 事 費 等</th> <th>共 通 仮 設 費</th> <th>現 場 管 理 費</th> <th>一 般 管 理 費 等</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対 象 額</th> <th rowspan="2">対 象 額</th> <th rowspan="2">直 接 工 事 費 + 共 通 仮 設 費 = 純 工 事 費</th> <th rowspan="2">純 工 事 費 + 現 場 管 理 費 = 工 事 原 価</th> </tr> <tr> <th colspan="2">項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分費等</td> <td colspan="3">処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(ト)参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">支 給 品 費 等</td> <td>桁 等 購 入 費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一 般 材 料 費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別 途 製 作 の 製 作 費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電 力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無償貸付機械評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現場発生品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ダ ム 工 事</td> <td>支 給 電 力 料 (基本料金含む)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>無償貸付機械評価額</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">○対象とする ×対象としない</p>	間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等	対 象 額		対 象 額	直 接 工 事 費 + 共 通 仮 設 費 = 純 工 事 費	純 工 事 費 + 現 場 管 理 費 = 工 事 原 価	項 目		桁等購入費		×	○	○	処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(ト)参照)			支 給 品 費 等	桁 等 購 入 費	×	○	×	一 般 材 料 費	○	○	×	別 途 製 作 の 製 作 費	×	×	×	電 力	○	○	×	無償貸付機械評価額		○	○	×	鋼橋門扉等工場原価		×	×	○	現場発生品		×	×	×	ダ ム 工 事	支 給 電 力 料 (基本料金含む)	×	×	×	無償貸付機械評価額	○	×	×	<p>5) 間接工事費等の項目別対象表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">間 接 工 事 費 等</th> <th>共 通 仮 設 費</th> <th>現 場 管 理 費</th> <th>一 般 管 理 費 等</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対 象 額</th> <th rowspan="2">対 象 額</th> <th rowspan="2">直 接 工 事 費 + 共 通 仮 設 費 = 純 工 事 費</th> <th rowspan="2">純 工 事 費 + 現 場 管 理 費 = 工 事 原 価</th> </tr> <tr> <th colspan="2">項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分費等</td> <td colspan="3">処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(ト)参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">支 給 品 費 等</td> <td>桁 等 購 入 費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一 般 材 料 費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別 途 製 作 の 製 作 費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電 力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現場発生品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ダ ム 工 事</td> <td>支 給 電 力 料 (基本料金含む)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">○対象とする ×対象としない</p>	間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等	対 象 額		対 象 額	直 接 工 事 費 + 共 通 仮 設 費 = 純 工 事 費	純 工 事 費 + 現 場 管 理 費 = 工 事 原 価	項 目		桁等購入費		×	○	○	処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(ト)参照)			支 給 品 費 等	桁 等 購 入 費	×	○	×	一 般 材 料 費	○	○	×	別 途 製 作 の 製 作 費	×	×	×	電 力	○	○	×	無償貸付機械等評価額		○	○	×	鋼橋門扉等工場原価		×	×	○	現場発生品		×	×	×	ダ ム 工 事	支 給 電 力 料 (基本料金含む)	×	×	×	無償貸付機械等評価額	○	×	×
間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等																																																																																																																												
対 象 額		対 象 額	直 接 工 事 費 + 共 通 仮 設 費 = 純 工 事 費	純 工 事 費 + 現 場 管 理 費 = 工 事 原 価																																																																																																																												
項 目																																																																																																																																
桁等購入費		×	○	○																																																																																																																												
処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(ト)参照)																																																																																																																														
支 給 品 費 等	桁 等 購 入 費	×	○	×																																																																																																																												
	一 般 材 料 費	○	○	×																																																																																																																												
	別 途 製 作 の 製 作 費	×	×	×																																																																																																																												
	電 力	○	○	×																																																																																																																												
無償貸付機械評価額		○	○	×																																																																																																																												
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○																																																																																																																												
現場発生品		×	×	×																																																																																																																												
ダ ム 工 事	支 給 電 力 料 (基本料金含む)	×	×	×																																																																																																																												
	無償貸付機械評価額	○	×	×																																																																																																																												
間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等																																																																																																																												
対 象 額		対 象 額	直 接 工 事 費 + 共 通 仮 設 費 = 純 工 事 費	純 工 事 費 + 現 場 管 理 費 = 工 事 原 価																																																																																																																												
項 目																																																																																																																																
桁等購入費		×	○	○																																																																																																																												
処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(ト)参照)																																																																																																																														
支 給 品 費 等	桁 等 購 入 費	×	○	×																																																																																																																												
	一 般 材 料 費	○	○	×																																																																																																																												
	別 途 製 作 の 製 作 費	×	×	×																																																																																																																												
	電 力	○	○	×																																																																																																																												
無償貸付機械等評価額		○	○	×																																																																																																																												
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○																																																																																																																												
現場発生品		×	×	×																																																																																																																												
ダ ム 工 事	支 給 電 力 料 (基本料金含む)	×	×	×																																																																																																																												
	無償貸付機械等評価額	○	×	×																																																																																																																												

新 旧 表

P12	<p>(ト) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <p>1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む） 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料</p>		<p>(ト) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、<u>次表</u>のとおりとする。</p> <p>1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む） 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料</p>																									
P14	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="394 497 647 541">工種区分</th> <th data-bbox="647 497 1549 541">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="394 541 647 636">橋梁保全工事</td> <td data-bbox="647 541 1549 636">橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打<u>ち</u>替え等は除く）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 636 647 905">舗装工事</td> <td data-bbox="647 636 1549 905">舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く</td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 905 647 1176" rowspan="2">共同溝等 工 事</td> <td data-bbox="647 905 1549 1039">(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="647 1039 1549 1176">(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 1176 647 1444">トンネル工事</td> <td data-bbox="647 1176 1549 1444">トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 1444 647 1675">砂防・地すべり等 工事</td> <td data-bbox="647 1444 1549 1675">砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石<u>なだれ</u>防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打 <u>ち</u> 替え等は除く）	舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	共同溝等 工 事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事	トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	砂防・地すべり等 工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石 <u>なだれ</u> 防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1596 497 1849 541">工種区分</th> <th data-bbox="1849 497 2781 541">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1596 541 1849 636">橋梁保全工事</td> <td data-bbox="1849 541 2781 636">橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打<u>換</u>え等は除く）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 636 1849 905">舗装工事</td> <td data-bbox="1849 636 2781 905">舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 905 1849 1176" rowspan="2">共同溝等 工 事</td> <td data-bbox="1849 905 2781 1039">(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1849 1039 2781 1176">(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1176 1849 1444">トンネル工事</td> <td data-bbox="1849 1176 2781 1444">トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1444 1849 1675">砂防・地すべり等 工事</td> <td data-bbox="1849 1444 2781 1675">砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石<u>雪崩</u>防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打 <u>換</u> え等は除く）	舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	共同溝等 工 事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事	トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	砂防・地すべり等 工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石 <u>雪崩</u> 防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事
工種区分	工 種 内 容																											
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打 <u>ち</u> 替え等は除く）																											
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く																											
共同溝等 工 事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事																											
	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事																											
トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																											
砂防・地すべり等 工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石 <u>なだれ</u> 防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事																											
工種区分	工 種 内 容																											
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打 <u>換</u> え等は除く）																											
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く																											
共同溝等 工 事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事																											
	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事																											
トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																											
砂防・地すべり等 工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石 <u>雪崩</u> 防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事																											
P16	<p>2-1 共通仮設費の率分 (1) 共通仮設費の率分の積算 1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1の工種区分に従つて対象額<u>ごと</u>に求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。 2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分」及び</p>		<p>2-1 共通仮設費の率分 (1) 共通仮設費の率分の積算 1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1の工種区分に従つて対象額<u>毎</u>に求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。 2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分」及び</p>																									

新 旧 表

	<p>「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正</p> <p>1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。</p>	<p>「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正</p> <p>1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に<u>次表</u>の補正係数を乗じるものとする。</p>																																																																																																																																																																				
P17	<p>ロ) 共通仮設費（率分）の計算</p> <p>共通仮設費（率分）=対象額(P)×共通仮設費率(K_r)×施工地域を考慮した補正係数</p> <p>ただし、共通仮設費率は別表第1（第1表～第5表）による。</p>	<p>ロ) 共通仮設費（率分）の計算</p> <p>共通仮設費（率分）=対象額(P)×共通仮設費率(K_r)×施工地域を考慮した補正係数</p> <p>ただし、共通仮設費率は別表第1（第1表～第5表）による。</p> <p><u>なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率(K_r)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</u></p>																																																																																																																																																																				
P18	<p>別表第1 共通仮設費率 第1表</p> <table border="1" data-bbox="460 898 1350 1612"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>12.53</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>12.78</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>27.04</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>15.19</td><td>624.5</td><td>-0.2381</td><td>4.49</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>9.96</td><td>40.0</td><td>-0.0891</td><td>6.31</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>18.93</td><td>494.9</td><td>-0.2091</td><td>6.50</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>10.24</td><td>330.0</td><td>-0.2225</td><td>3.28</td></tr> </tbody> </table> <p>第2表</p> <table border="1" data-bbox="460 1696 1350 1921"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th>600万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>下記の率とする</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24	道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	PC橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92	砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31	情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50	下水道(4)工事	10.24	330.0	-0.2225	3.28	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下	3億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。					下記の率とする	<p>別表第1 共通仮設費率 第1表</p> <table border="1" data-bbox="1676 898 2567 1612"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>12.53</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>12.78</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>27.04</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>15.19</td><td>624.5</td><td>-0.2381</td><td>4.49</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>9.96</td><td>40.0</td><td>-0.0891</td><td>6.31</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>18.93</td><td>494.9</td><td>-0.2091</td><td>6.50</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>10.24</td><td>330.0</td><td>-0.2225</td><td>3.28</td></tr> </tbody> </table> <p>第2表</p> <table border="1" data-bbox="1676 1696 2567 1921"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分</th> <th>600万円以下</th> <th>600万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>下記の率とする</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77	河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24	道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	PC橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05	舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92	砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31	情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50	下水道(4)工事	10.24	330.0	-0.2225	3.28	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下	3億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。					下記の率とする
対象額 適用区分 工種区分	600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																	
	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																		
A		b																																																																																																																																																																				
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																																																																																		
河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45																																																																																																																																																																		
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																																																																																		
道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																																																																																		
鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06																																																																																																																																																																		
PC橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																																																																																		
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																																																																																		
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																																																																																		
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																		
電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31																																																																																																																																																																		
情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50																																																																																																																																																																		
下水道(4)工事	10.24	330.0	-0.2225	3.28																																																																																																																																																																		
対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下	3億円を超えるもの																																																																																																																																																																			
	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																				
				下記の率とする																																																																																																																																																																		
対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																		
	下記の率とする	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																		
A		b																																																																																																																																																																				
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77																																																																																																																																																																		
河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45																																																																																																																																																																		
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24																																																																																																																																																																		
道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83																																																																																																																																																																		
鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06																																																																																																																																																																		
PC橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05																																																																																																																																																																		
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92																																																																																																																																																																		
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49																																																																																																																																																																		
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62																																																																																																																																																																		
電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31																																																																																																																																																																		
情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50																																																																																																																																																																		
下水道(4)工事	10.24	330.0	-0.2225	3.28																																																																																																																																																																		
対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下	3億円を超えるもの																																																																																																																																																																			
	下記の率とする	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																				
				下記の率とする																																																																																																																																																																		

新 旧 表

	<table border="1"> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>27.32</td> <td>7050.2</td> <td>-0.3558</td> <td>6.79</td> </tr> </table> <p>第3表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">対象額</td> <td>200万円以下</td> <td colspan="2">200万円を超え1億円以下</td> <td>1億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">適用区分</td> <td colspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>23.94</td> <td>4,118.1</td> <td>-0.3548</td> <td>5.97</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>9.05</td> <td>26.8</td> <td>-0.0748</td> <td>6.76</td> </tr> </table>	工種区分		A	b		橋梁保全工事	27.32	7050.2	-0.3558	6.79	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分		下記の率とする		工種区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97	河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76	<table border="1"> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>27.32</td> <td>7050.2</td> <td>-0.3558</td> <td>6.79</td> </tr> </table> <p>第3表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">対象額</td> <td>200万円以下</td> <td colspan="2">200万円を超え1億円以下</td> <td>1億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">適用区分</td> <td colspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>23.94</td> <td>4,118.1</td> <td>-0.3548</td> <td>5.97</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>9.05</td> <td>26.8</td> <td>-0.0748</td> <td>6.76</td> </tr> </table>	工種区分		A	b		橋梁保全工事	27.32	7050.2	-0.3558	6.79	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分		下記の率とする		工種区分	下記の率とする	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97	河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76																																																																														
工種区分		A	b																																																																																																																																																					
橋梁保全工事	27.32	7050.2	-0.3558	6.79																																																																																																																																																				
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																				
	適用区分		下記の率とする																																																																																																																																																					
工種区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																					
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97																																																																																																																																																				
河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76																																																																																																																																																				
工種区分		A	b																																																																																																																																																					
橋梁保全工事	27.32	7050.2	-0.3558	6.79																																																																																																																																																				
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																				
	適用区分		下記の率とする																																																																																																																																																					
工種区分	下記の率とする	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																					
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97																																																																																																																																																				
河川維持工事	9.05	26.8	-0.0748	6.76																																																																																																																																																				
P19	<p>第4表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">対象額</td> <td>1,000万円以下</td> <td colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</td> <td>20億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">適用区分</td> <td colspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>8.86</td> <td>68.3</td> <td>-0.1267</td> <td>4.53</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.79</td> <td>92.5</td> <td>-0.1181</td> <td>7.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>28.71</td> <td>4,164.9</td> <td>-0.3088</td> <td>5.59</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>12.85</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.32</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>7.64</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34</td> </tr> </table> <p>第5表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">対象額</td> <td>3億円以下</td> <td colspan="2">3億円を超え50億円以下</td> <td>50億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">適用区分</td> <td colspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td>13.77</td> <td>3064.8</td> <td>-0.2769</td> <td>6.32</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td>7.57</td> <td>43.7</td> <td>-0.0898</td> <td>5.88</td> </tr> </table> <p>(1) 算定式 $K_r = A \cdot P^b$</p>	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分		下記の率とする		工種区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37	トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59	下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分		下記の率とする		工種区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	コンクリートダム	13.77	3064.8	-0.2769	6.32	フィルダム	7.57	43.7	-0.0898	5.88	<p>第4表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">対象額</td> <td>1,000万円以下</td> <td colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</td> <td>20億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">適用区分</td> <td colspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>8.86</td> <td>68.3</td> <td>-0.1267</td> <td>4.53</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.79</td> <td>92.5</td> <td>-0.1181</td> <td>7.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>28.71</td> <td>4,164.9</td> <td>-0.3088</td> <td>5.59</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>12.85</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.32</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>7.64</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34</td> </tr> </table> <p>第5表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">対象額</td> <td>3億円以下</td> <td colspan="2">3億円を超え50億円以下</td> <td>50億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">適用区分</td> <td colspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td>13.77</td> <td>3064.8</td> <td>-0.2769</td> <td>6.32</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td>7.57</td> <td>43.7</td> <td>-0.0898</td> <td>5.88</td> </tr> </table> <p>3) 算定式 $K_r = A \cdot P^b$</p>	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分		下記の率とする		工種区分	下記の率とする	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37	トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59	下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分		下記の率とする		工種区分	下記の率とする	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	コンクリートダム	13.77	3064.8	-0.2769	6.32	フィルダム	7.57	43.7	-0.0898	5.88
対象額	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																			
	適用区分		下記の率とする																																																																																																																																																					
工種区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																					
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53																																																																																																																																																			
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37																																																																																																																																																			
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																																																																																																			
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08																																																																																																																																																			
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08																																																																																																																																																			
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34																																																																																																																																																			
対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																				
	適用区分		下記の率とする																																																																																																																																																					
工種区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																					
コンクリートダム	13.77	3064.8	-0.2769	6.32																																																																																																																																																				
フィルダム	7.57	43.7	-0.0898	5.88																																																																																																																																																				
対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																				
	適用区分		下記の率とする																																																																																																																																																					
工種区分	下記の率とする	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																					
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53																																																																																																																																																			
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37																																																																																																																																																			
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																																																																																																			
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08																																																																																																																																																			
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08																																																																																																																																																			
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34																																																																																																																																																			
対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																				
	適用区分		下記の率とする																																																																																																																																																					
工種区分	下記の率とする	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																					
コンクリートダム	13.77	3064.8	-0.2769	6.32																																																																																																																																																				
フィルダム	7.57	43.7	-0.0898	5.88																																																																																																																																																				

新 旧 表

	<p>ただしK_r：共通仮設費率(%) P：対象額(円) A・b：変数値 注) 1. K_rの値は、<u>小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</u> 2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	<p>ただしK_r：共通仮設費率(%) P：対象額(円) A・b：変数値 注) 1. K_rの値は、<u>小数第3位を四捨五入して第2位とする。</u> 2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>																																																																																										
<p>P22</p>	<p>3. 2 建設機械運搬方法</p> <table border="1" data-bbox="397 590 1160 919"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">自 走</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>速 度 (km/h)</th> <th>安 全</th> <th>車 種</th> <th>機 械 質 量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路 面 切 削 機 (ホイール式・腐材搬入装置付)</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>28.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)</td> <td>深0.6m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>23.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>24.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自 走 式 破 砕 機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>30.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機 (硬 質 地 盤 専 用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バ ッ ク ホ ウ (超ロングアーム型)</td> <td>山積0.4㎡/平積0.3㎡</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>22.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考	速 度 (km/h)	安 全	車 種	機 械 質 量 (t)	路 面 切 削 機 (ホイール式・腐材搬入装置付)	2.0m			R	28.50		ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00		ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70		自 走 式 破 砕 機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00		油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機 (硬 質 地 盤 専 用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70		バ ッ ク ホ ウ (超ロングアーム型)	山積0.4㎡/平積0.3㎡			R	22.00		<p>3. 2 建設機械運搬方法</p> <table border="1" data-bbox="1635 590 2267 919"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>車 種</th> <th>機 械 質 量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路 面 切 削 機 (ホイール式・腐材搬入装置付)</td> <td>2.0m</td> <td>R</td> <td>28.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)</td> <td>深0.6m 幅2.0m</td> <td>R</td> <td>23.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> <td>R</td> <td>24.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自 走 式 破 砕 機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td>R</td> <td>30.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機 (硬 質 地 盤 専 用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td>R</td> <td>29.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バ ッ ク ホ ウ (超ロングアーム型)</td> <td>山積0.4㎡/平積0.3㎡</td> <td>R</td> <td>22.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	車 載		備 考	車 種	機 械 質 量 (t)	路 面 切 削 機 (ホイール式・腐材搬入装置付)	2.0m	R	28.50		ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深0.6m 幅2.0m	R	23.00		ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深1.2m 幅2.0m	R	24.70		自 走 式 破 砕 機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	R	30.00		油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機 (硬 質 地 盤 専 用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R	29.70		バ ッ ク ホ ウ (超ロングアーム型)	山積0.4㎡/平積0.3㎡	R	22.00	
機 械 名	規 格			自 走		車 載			備 考																																																																																			
		速 度 (km/h)	安 全	車 種	機 械 質 量 (t)																																																																																							
路 面 切 削 機 (ホイール式・腐材搬入装置付)	2.0m			R	28.50																																																																																							
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00																																																																																							
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70																																																																																							
自 走 式 破 砕 機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00																																																																																							
油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機 (硬 質 地 盤 専 用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70																																																																																							
バ ッ ク ホ ウ (超ロングアーム型)	山積0.4㎡/平積0.3㎡			R	22.00																																																																																							
機 械 名	規 格	車 載		備 考																																																																																								
		車 種	機 械 質 量 (t)																																																																																									
路 面 切 削 機 (ホイール式・腐材搬入装置付)	2.0m	R	28.50																																																																																									
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深0.6m 幅2.0m	R	23.00																																																																																									
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深1.2m 幅2.0m	R	24.70																																																																																									
自 走 式 破 砕 機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	R	30.00																																																																																									
油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機 (硬 質 地 盤 専 用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R	29.70																																																																																									
バ ッ ク ホ ウ (超ロングアーム型)	山積0.4㎡/平積0.3㎡	R	22.00																																																																																									
<p>P30</p>	<p>2-3 準備費 (1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は、次のとおりとする。 1) 準備及び後片付けに要する費用 <u>イ</u> 着手時の準備費用 <u>ロ</u> 施工期間中における準備、後片付け費用 <u>ハ</u> 完成時の後片付け費用 2) 調査・測量、丁張等に要する費用 <u>イ</u> 工事着手前の基準測量等の費用 <u>ロ</u> 縦、横断面図の照査等の費用 <u>ハ</u> 用地幅杭等の仮移設等の費用 <u>ニ</u> 丁張の設置等の費用 3) 準備として行う以下に要する費用 <u>イ</u> ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する 伐開に要する費用(樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。) <u>ロ</u> 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。(伐採作業に伴う現場 内の集積・積込み作業は含まない。) 4) 1)から3)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事 現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要 する費用。 5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。</p>	<p>2-3 準備費 (1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は、次のとおりとする。 1) 準備及び後片付けに要する費用 <u>(イ)</u> 着手時の準備費用 <u>(ロ)</u> 施工期間中における準備、後片付け費用 <u>(ハ)</u> 完成時の後片付け費用 2) 調査・測量、丁張等に要する費用 <u>(イ)</u> 工事着手前の基準測量等の費用 <u>(ロ)</u> 縦、横断面図の照査等の費用 <u>(ハ)</u> 用地幅杭等の仮移設等の費用 <u>(ニ)</u> 丁張の設置等の費用 3) 準備として行う以下に要する費用 <u>(イ)</u> ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去 する伐開に要する費用(樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含ま ない。) <u>(ロ)</u> 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。(伐採作業に伴う 現場内の集積・積込み作業は含まない。) 4) 1)から3)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事 現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要 する費用。</p>																																																																																										

新 旧 表

<p>(2) 積算方法 準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>2-4 事業損失防止施設費</p> <p>(1) 事業損失防止施設費の積算 事業損失防止施設費として積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用</p> <p>2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>1) 安全施設等に要する費用</p> <p>2) 安全管理等に要する費用</p> <p>3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <p>① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>② 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く）</p> <p>⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用</p> <p>⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む）</p> <p>⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用</p> <p>⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含む塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各</p>	<p>5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。</p> <p>(2) 積算方法 準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>2-4 事業損失防止施設費</p> <p>(1) 事業損失防止施設費の積算 事業損失防止施設費として積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用</p> <p>2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>1) 安全施設等に要する費用</p> <p>2) 安全管理等に要する費用</p> <p>3) 1)及び2)に掲げるものの他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <p>① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>② 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く）</p> <p>⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用</p> <p>⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む）</p> <p>⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用</p> <p>⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含む</p>
---	---

新 旧 表

	<p>ばく露防止対策は、仮設工に計上する)</p>	<p>有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各 ばく露防止対策は、仮設工に計上する)</p>
<p>P31</p>	<p>⑨ 安全用品等の費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む） ⑩ 安全委員会等に要する費用 ⑪ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。 ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用 ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善費に要する費用 ③ 高圧作業の予防に要する費用 ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑦ 鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑧ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NA TM）の計測Aに要する費用については除く） ⑨ その他、現場条件等により積み上げを要する費用 1) トンネル建設工事における呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。 $\text{呼吸用保護具等費用} = 1,660,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$ なお、上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級(半面形面体)の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）合計額とする。 （注）B級とは濡れ率の性能等級を示す。 2-6 役務費 (1) 積算 役務費として積算する内容は、次のとおりとする。</p>	<p>⑨ 安全用品等の費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む） ⑩ 安全委員会等に要する費用 ⑪ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。 ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用 ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善費に要する費用 ③ 高圧作業の予防に要する費用 ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑦ 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑧ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NA TM）の計測Aに要する費用については除く） ⑨ その他、現場条件等により積上げを要する費用 1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸呼吸用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。 $\text{呼吸用保護具等費用} = 1,660,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$ なお、上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級(半面形面体)の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）合計額とする。 （注）B級とは濡れ率の性能等級を示す。 2-6 役務費 (1) 積算方法 役務費として積算する内容は、次のとおりとする。</p>

新 旧 表

	<p>1) 土地の借上げ等に要する費用 2) 電力、用水等の基本料 3) 電力設備用工事負担金 (2) 役務費の積算 役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。</p>	<p>1) 土地の借上げ等に要する費用 2) 電力、用水等の基本料 3) 電力設備用工事負担金 (2) 役務費の積算 役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。</p>																																
<p>P35</p>	<p>・除雪工事補正係数 (S_r) : 現場事務所等を貸与する場合の割引補正係数 ・施工地域補正後の共通仮設費率 (%) : 共通仮設費率 (K_r) × 施工地域補正係数 ・施工地域補正係数 : (2-1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費率の補正) の施工地域を考慮した補正係数による 市街地補正係数の適用については、「2-1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費率の補正1) 施工地域」を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」を参照のこと。 なお、除雪工事補正共通仮設費率及び施工地域補正後の共通仮設費率の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">表3.1 除雪工事補正係数 (S_r)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補 正 係 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿 舎 の み 使 用 の 場 合</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>事 務 所 の み</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>倉 庫 の み</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>宿 舎 と 事 務 所 を</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>宿 舎 と 倉 庫 を</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>事 務 所 と 倉 庫 を</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>宿 舎、事 務 所、倉 庫 を</td> <td>0.85</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補 正 係 数	宿 舎 の み 使 用 の 場 合	0.95	事 務 所 の み	〃	倉 庫 の み	〃	宿 舎 と 事 務 所 を	0.90	宿 舎 と 倉 庫 を	〃	事 務 所 と 倉 庫 を	〃	宿 舎、事 務 所、倉 庫 を	0.85	<p>・除雪工事補正係数 (S_r) : 現場事務所等を貸与する場合の割引補正係数 ・施工地域補正後の共通仮設費率 (%) : 共通仮設費率 (K_r) × 施工地域補正係数 ・施工地域補正係数 : (2-1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費率の補正) の施工地域を考慮した補正係数による 市街地補正係数の適用については、「2-1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費率の補正1) 施工地域」を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」を参照のこと。 なお、除雪工事補正共通仮設費率及び施工地域補正後の共通仮設費率の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">表3.1 除雪工事補正係数 (S_r)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補 正 係 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿 舎 の み 使 用 の 場 合</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>事 務 所 の み</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>倉 庫 の み</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>宿 舎 と 事 務 所 を</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>宿 舎 と 倉 庫 を</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>事 務 所 と 倉 庫 を</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>宿 舎、事 務 所、倉 庫 を</td> <td>0.85</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補 正 係 数	宿 舎 の み 使 用 の 場 合	0.95	事 務 所 の み	〃	倉 庫 の み	〃	宿 舎 と 事 務 所 を	0.90	宿 舎 と 倉 庫 を	〃	事 務 所 と 倉 庫 を	〃	宿 舎、事 務 所、倉 庫 を	0.85
区 分	補 正 係 数																																	
宿 舎 の み 使 用 の 場 合	0.95																																	
事 務 所 の み	〃																																	
倉 庫 の み	〃																																	
宿 舎 と 事 務 所 を	0.90																																	
宿 舎 と 倉 庫 を	〃																																	
事 務 所 と 倉 庫 を	〃																																	
宿 舎、事 務 所、倉 庫 を	0.85																																	
区 分	補 正 係 数																																	
宿 舎 の み 使 用 の 場 合	0.95																																	
事 務 所 の み	〃																																	
倉 庫 の み	〃																																	
宿 舎 と 事 務 所 を	0.90																																	
宿 舎 と 倉 庫 を	〃																																	
事 務 所 と 倉 庫 を	〃																																	
宿 舎、事 務 所、倉 庫 を	0.85																																	
<p>P38</p>	<p>ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。</p> <p>補正係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>積雪寒冷地域の区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>2 〃</td> <td>1.60</td> </tr> <tr> <td>3 〃</td> <td>1.40</td> </tr> <tr> <td>4 〃</td> <td>1.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 冬期率は、<u>小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</u> 2. 補正値は、<u>小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</u> 3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。</p> <p>ロ) 緊急工事の場合</p>	積雪寒冷地域の区分	補正係数	1 級 地	1.80	2 〃	1.60	3 〃	1.40	4 〃	1.20	<p>ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。</p> <p>補正係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>積雪寒冷地域の区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>2 〃</td> <td>1.60</td> </tr> <tr> <td>3 〃</td> <td>1.40</td> </tr> <tr> <td>4 〃</td> <td>1.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 冬期率は<u>小数第3位を四捨五入して第2位とする。</u> 2. 補正値は<u>小数第3位を四捨五入して第2位とする。</u> 3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。</p> <p>ロ) 緊急工事の場合</p>	積雪寒冷地域の区分	補正係数	1 級 地	1.80	2 〃	1.60	3 〃	1.40	4 〃	1.20												
積雪寒冷地域の区分	補正係数																																	
1 級 地	1.80																																	
2 〃	1.60																																	
3 〃	1.40																																	
4 〃	1.20																																	
積雪寒冷地域の区分	補正係数																																	
1 級 地	1.80																																	
2 〃	1.60																																	
3 〃	1.40																																	
4 〃	1.20																																	

新 旧 表

	<p>緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算 イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2(第1表~第4表)の現場管理費率に<u>下表</u>の補正係数を乗じるものとする。</p>	<p>緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算 イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2(第1表~第4表)の現場管理費率に<u>次表</u>の補正係数を乗じるものとする。</p>																																																																																																																																																																						
P40	<p>(6) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、<u>表</u>のとおりとする。</p>	<p>(6) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、<u>次表</u>のとおりとする。</p>																																																																																																																																																																						
P41	<p>なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率Jの端数処理後に係数を乗じて、<u>小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</u></p>	<p>なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率Jの端数処理後に係数を乗じて、<u>小数第3位を四捨五入して第2位とする。</u></p>																																																																																																																																																																						
P42	<p>第1表</p> <table border="1" data-bbox="489 898 1501 1577"> <thead> <tr> <th rowspan="3">純工事費 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43</td><td>1276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05</td></tr> <tr><td>P・C橋工事</td><td>30.78</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>45.75</td><td>1370.6</td><td>-0.2157</td><td>15.69</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>60.36</td><td>2408.8</td><td>-0.2339</td><td>18.91</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.04</td><td>1692.0</td><td>-0.2185</td><td>18.28</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>35.05</td><td>204.8</td><td>-0.1120</td><td>20.11</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p>第2表</p> <table border="1" data-bbox="489 1711 1501 1917"> <thead> <tr> <th rowspan="3">純工事費 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="3">3億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>64.97</td><td>1623.7</td><td>-0.2042</td><td>30.16</td></tr> </tbody> </table>	純工事費 適用区分 工種区分	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		A	b	河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	P・C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91	情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28	下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11	純工事費 適用区分 工種区分	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの 下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		A	b	橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16	<p>第1表</p> <table border="1" data-bbox="1697 898 2709 1577"> <thead> <tr> <th rowspan="3">純工事費 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43</td><td>1276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05</td></tr> <tr><td>P・C橋工事</td><td>30.78</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>45.75</td><td>1370.6</td><td>-0.2157</td><td>15.69</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>60.36</td><td>2408.8</td><td>-0.2339</td><td>18.91</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.04</td><td>1692.0</td><td>-0.2185</td><td>18.28</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>35.05</td><td>204.8</td><td>-0.1120</td><td>20.11</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p>第2表</p> <table border="1" data-bbox="1697 1711 2709 1917"> <thead> <tr> <th rowspan="3">純工事費 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="3">3億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>64.97</td><td>1623.7</td><td>-0.2042</td><td>30.16</td></tr> </tbody> </table>	純工事費 適用区分 工種区分	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		A	b	河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	P・C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91	情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28	下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11	純工事費 適用区分 工種区分	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの 下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		A	b	橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16
純工事費 適用区分 工種区分	700万円以下 下記の率とする			700万円を超え10億円以下			10億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																																																																	
				(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																																																																					
河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98																																																																																																																																																																				
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13																																																																																																																																																																				
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82																																																																																																																																																																				
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99																																																																																																																																																																				
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05																																																																																																																																																																				
P・C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01																																																																																																																																																																				
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69																																																																																																																																																																				
砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69																																																																																																																																																																				
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																																																				
電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91																																																																																																																																																																				
情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28																																																																																																																																																																				
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11																																																																																																																																																																				
純工事費 適用区分 工種区分	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																																																																				
		(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																						
		A	b																																																																																																																																																																					
橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16																																																																																																																																																																				
純工事費 適用区分 工種区分	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																																																																				
		2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																						
		A	b																																																																																																																																																																					
河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98																																																																																																																																																																				
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13																																																																																																																																																																				
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82																																																																																																																																																																				
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99																																																																																																																																																																				
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05																																																																																																																																																																				
P・C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01																																																																																																																																																																				
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69																																																																																																																																																																				
砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69																																																																																																																																																																				
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																																																				
電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91																																																																																																																																																																				
情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28																																																																																																																																																																				
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11																																																																																																																																																																				
純工事費 適用区分 工種区分	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																																																																				
		2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																																						
		A	b																																																																																																																																																																					
橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16																																																																																																																																																																				

新 旧 表

	<p>第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th>純工事費</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td></td> <td>60.00</td> <td>631.2</td> <td>-0.1622</td> <td>31.81</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td></td> <td>42.12</td> <td>172.3</td> <td>-0.0971</td> <td>28.81</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	純工事費	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする		A	b	道路維持工事		60.00	631.2	-0.1622	31.81	河川維持工事		42.12	172.3	-0.0971	28.81	<p>第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th>純工事費</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td></td> <td>60.00</td> <td>631.2</td> <td>-0.1622</td> <td>31.81</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td></td> <td>42.12</td> <td>172.3</td> <td>-0.0971</td> <td>28.81</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	純工事費	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする		A	b	道路維持工事		60.00	631.2	-0.1622	31.81	河川維持工事		42.12	172.3	-0.0971	28.81																																																																																														
工種区分	純工事費		200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																														
	適用区分		下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																														
		A		b																																																																																																																																																
道路維持工事		60.00	631.2	-0.1622	31.81																																																																																																																																															
河川維持工事		42.12	172.3	-0.0971	28.81																																																																																																																																															
工種区分	純工事費	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																															
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																															
			A	b																																																																																																																																																
道路維持工事		60.00	631.2	-0.1622	31.81																																																																																																																																															
河川維持工事		42.12	172.3	-0.0971	28.81																																																																																																																																															
<p>P43</p>	<p>第4表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th>純工事費</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>50.01</td> <td>397.4</td> <td>-0.1286</td> <td>25.30</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.33</td> <td>119.6</td> <td>-0.0706</td> <td>26.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>44.97</td> <td>220.0</td> <td>-0.0985</td> <td>26.69</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>34.56</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>37.79</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>32.44</td> <td>52.7</td> <td>-0.0301</td> <td>27.66</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th>純工事費</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>30.41</td> <td>41.0</td> <td>-0.0153</td> <td>29.13</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>33.56</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> <td>26.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 算定式</p> $J_o = A \cdot N_p^b$ <p>ただし、J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) A、b : 変数値</p> <p>(注) 1. J_oの値は、<u>小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする</u> 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工種区分	純工事費	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする		A	b	共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37	トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69	下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66	工種区分	純工事費	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする		A	b	コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13	フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24	<p>第4表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th>純工事費</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>50.01</td> <td>397.4</td> <td>-0.1286</td> <td>25.30</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.33</td> <td>119.6</td> <td>-0.0706</td> <td>26.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>44.97</td> <td>220.0</td> <td>-0.0985</td> <td>26.69</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>34.56</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>37.79</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>32.44</td> <td>52.7</td> <td>-0.0301</td> <td>27.66</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th>純工事費</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>30.41</td> <td>41.0</td> <td>-0.0153</td> <td>29.13</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>33.56</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> <td>26.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式</p> $J_o = A \cdot N_p^b$ <p>ただし、J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) A、b : 変数値</p> <p>(注) 1. J_oの値は、<u>小数第3位を四捨五入して第2位とする</u> 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工種区分	純工事費	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする		A	b	共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37	トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69	下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66	工種区分	純工事費	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする		A	b	コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13	フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24
工種区分	純工事費		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																														
	適用区分		下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																														
		A		b																																																																																																																																																
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30																																																																																																																																															
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37																																																																																																																																															
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69																																																																																																																																															
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39																																																																																																																																															
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88																																																																																																																																															
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66																																																																																																																																															
工種区分	純工事費	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																															
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																															
			A	b																																																																																																																																																
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13																																																																																																																																															
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24																																																																																																																																															
工種区分	純工事費	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																															
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																															
			A	b																																																																																																																																																
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30																																																																																																																																															
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37																																																																																																																																															
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69																																																																																																																																															
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39																																																																																																																																															
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88																																																																																																																																															
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66																																																																																																																																															
工種区分	純工事費	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																															
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																															
			A	b																																																																																																																																																
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13																																																																																																																																															
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24																																																																																																																																															

新 旧 表

<p>P45</p>	<p>(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。 なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。 1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が 35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第4の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p>	<p>(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。 なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。 1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が 35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第4の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p>																				
<p>P46</p>	<p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$ (%) ただし、G_p：一般管理費等率 (%) C_p：工事原価 (単位円) (注) 1. G_pの値は、<u>小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</u> 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費(2) 算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費(2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。 別表第4 一 般 管 理 費 等 率 の 補 正</p> <table border="1" data-bbox="418 940 1576 1079"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表第3で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、<u>小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</u></p>	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	<p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$ (%) ただし、G_p：一般管理費等率 (%) C_p：工事原価 (円) (注) 1. G_pの値は、<u>小数第3位を四捨五入して第2位とする。</u> 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費(2) 算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費(2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。 別表第4 一 般 管 理 費 等 率 の 補 正</p> <table border="1" data-bbox="1626 940 2801 1079"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表第3で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、<u>小数第3位を四捨五入して第2位とする。</u></p>	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																		
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																		
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																		
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																		
<p>P47</p>	<p>(1) 特許使用料の適用 特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法並びに特許権、実新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続のうち、設定登録が完了している場合及び出願を完了し、<u>且</u>つ、設定登録が完了していない手続期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。 (2) 特許使用料の積算 特許使用料は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料<u>および</u>派出する技術者等に要する費用の合計額とする。</p>	<p>(1) 特許使用料の適用 特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法並びに特許権、<u>実用</u>新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続<u>き</u>のうち、設定登録が完了している場合及び出願を完了し、<u>かつ</u>、設定登録が完了していない手続期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。 (2) 特許使用料の積算 特許使用料は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料<u>及び</u>派出する技術者等に要する費用の合計額とする。</p>																				
<p>P48</p>	<p>(2) 制約を受ける作業時間の適用範囲 制約を受ける作業時間については、4時間/日以上<u>〜</u>7.5時間/日以下とする。 なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。</p>	<p>(2) 制約を受ける作業時間の適用範囲 制約を受ける作業時間については、4時間/日以上7.5時間/日以下とする。 なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。</p>																				

新 旧 表

<p>(3) 労務費の算定方法</p> <p>時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。</p> <p>1) 作業時間の算出</p> <p style="margin-left: 20px;">拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする）</p> <p style="margin-left: 20px;">作業時間＝拘束時間－1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）</p> <p>2) 補正割増し係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">時間的制約状況の程度</th> <th style="padding: 2px;">補正割増し係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">時間的制約を受ける場合</td> <td style="padding: 2px;">1.06</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">時間的制約を著しく受ける場合</td> <td style="padding: 2px;">1.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超え7.5時間/日以下をいう。</p> <p style="margin-left: 20px;">「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上～7時間/日以下をいう。</p>	時間的制約状況の程度	補正割増し係数	時間的制約を受ける場合	1.06	時間的制約を著しく受ける場合	1.14	<p>(3) 労務費の算定方法</p> <p>時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。</p> <p>1) 作業時間の算出</p> <p style="margin-left: 20px;">拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする）</p> <p style="margin-left: 20px;">作業時間＝拘束時間－1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）</p> <p>2) 補正割増し係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">時間的制約状況の程度</th> <th style="padding: 2px;">補正割増し係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">時間的制約を受ける場合</td> <td style="padding: 2px;">1.06</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">時間的制約を著しく受ける場合</td> <td style="padding: 2px;">1.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超え7.5時間/日以下をいう。</p> <p style="margin-left: 20px;">「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上7時間/日以下をいう。</p>	時間的制約状況の程度	補正割増し係数	時間的制約を受ける場合	1.06	時間的制約を著しく受ける場合	1.14
時間的制約状況の程度	補正割増し係数												
時間的制約を受ける場合	1.06												
時間的制約を著しく受ける場合	1.14												
時間的制約状況の程度	補正割増し係数												
時間的制約を受ける場合	1.06												
時間的制約を著しく受ける場合	1.14												